

千葉工業大学障がい学生支援規程

平成 29 年 2 月 8 日
制定

(目的)

第 1 条 この規程は、千葉工業大学（以下「本学」という。）における障がい学生修学支援に関し基本となる事項を定め、障がいの有無及び障がいの程度によって差別することなく、大学に係るすべての者が互いを理解し尊重しながら学べるよう環境を整備し、本学の障がい学生支援推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は次の各号の通りとする。

(1) 障がい学生・障がいのある入学志願者

身体障がい、発達障がい、精神障がい又はその他の心身の機能の障がいを含み、当該障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者

(2) 社会的障壁

日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

(3) 大学に係るすべての者

本学に在籍する学生（入学志願者を含む。）、その保護者及び保証人、本学役員及び教職員（非常勤の教職員を含む。）並びにこれらに準ずる者

(差別的取り扱いの禁止)

第 3 条 本学は、障がい学生及び障がいのある入学志願者に対して、正当な理由なく、障がいに由来する不当な差別的取り扱いを行わない。

(合理的配慮の提供)

第 4 条 本学は、障がい学生及び障がいのある入学志願者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合は、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、障がい学生及び障がいのある入学志願者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去について、修学上又は受験上の必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を提供するよう努めることとする。

2 合理的配慮の提供においては、支援における権利の主体は障がい学生及び障がいのある入学志願者本人であることに鑑み、本人の要望に基づいた調整を行うように努めることとする。

3 本学は、合理的配慮の提供において、配慮内容の妥当性を確認するための根拠資料を本人へ求めることが出来るものとする。

4 本学は、障がい学生及び障がいのある入学志願者の個別の必要性に対する合理的配慮を的確に行うため、施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置及び情報共有に向けた環境整備等の改善措置に努めることとする。

5 本学は、合理的配慮の提供において、障がいの状態や環境等の変化に応じて、見直しを行うことに努めることとする。

(相談・実施体制)

第5条 本学は、すべての教職員等が連携して、障がい学生及び障がいのある入学志願者の支援を実施及び調整することとし、障がい学生及び障がいのある入学志願者、その保証人並びにその他関係者からの相談に応じるための相談窓口を学生センター及び入試広報部とする。

(個人情報の保護と情報共有)

第6条 教職員等は、知り得た情報について厳密に管理を行い、障がい学生に合理的配慮を提供するために相互の連携が必要な場合は、守秘義務を遵守して個人情報を共有することができるものとする。

(情報公開)

第7条 本学は、障がい学生及び障がいのある入学志願者に対する支援の方針、相談体制等を公開することとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附則

この規程は、平成29年2月8日から施行する。